

その塗料！「危険物」ではありませんか？

▽**塗料**、シンナー等の危険物は、消防法令で貯蔵・取扱いについて**厳しく**規制！！

日頃の仕事で使用している塗料缶などを大量に保管していませんか？

消防署の立入検査や火災現場において、消防法令に違反している事例が認められます。

消防法令では、消防署長等の許可なく**指定数量以上の危険物の貯蔵、取扱いを行うことを禁止**しており、また、**指定数量の5分の1以上指定数量未満の量の危険物（少量危険物）の貯蔵**は消防署に届け出を行う必要がありますので注意してください！！

▷危険物の指定品目と貯蔵指定数量（例）

指定数量			
種別	品名	品目	指定数量 (少量危険物)
第4類	第1石油類 ※	ラッカーシンナー ガソリン など	200ℓ (40ℓ)
	第2石油類 ※	合成樹脂塗料用シンナー 合成樹脂クリヤー塗料 軽油、灯油 など	1000ℓ (200ℓ)
	第3石油類 ※	油性地下塗料 合成樹脂エナメル塗料 重油 など	2000ℓ (400ℓ)
	第4石油類	潤滑油	6000ℓ (1200ℓ)

※非水溶性液体のもの

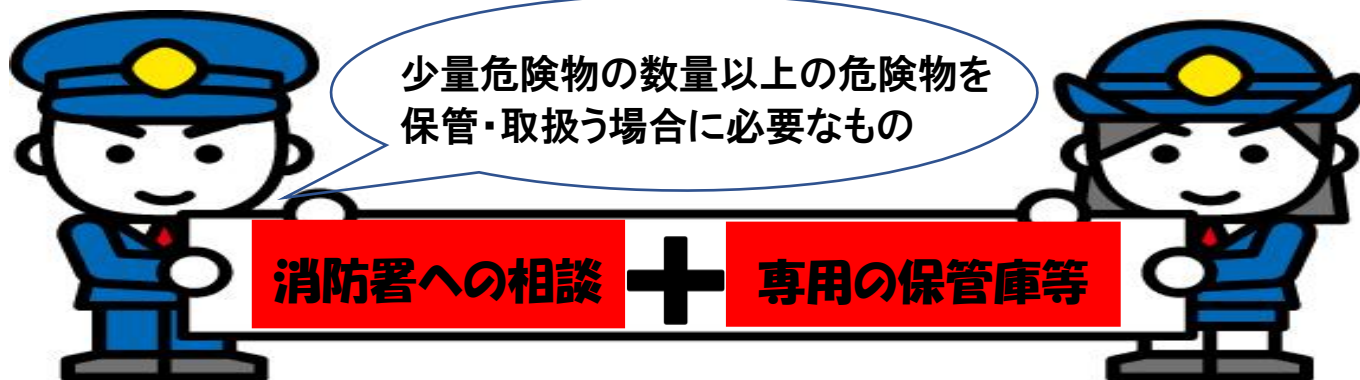
立入検査で確認した消防法令違反の例



注目！



危険物を収めた容器には表示が義務付けられています。



▽ 消防法令に違反して危険物を貯蔵し取扱う場合、行政指導や行政処分（除去命令等）の対象となります。（行政処分に反した場合は罰則が適用される場合があります。）

▽ 指定数量以上の危険物を貯蔵する施設で危険物の取扱いや、立ち合いを行う場合は、危険物取扱者の資格が必要となります。

▽ 危険物は、その性質上、引火すると爆発的に燃焼するなど大変危険な状態を引き起こします。正しい知識で、法令の基準等を守りながら安全に使用しましょう。



裏面では、塗料に関する火災事例を紹介しとるよ。



塗料が原因となる火災の例

【例 1】布が自然発火

事例

塗料を拭き取った布を入れたごみ箱から出火した。



原因

油分を含む塗料が染み込んだ布を、ごみ袋に入れて放置したため、酸化熱が発生し、ごみ袋内に蓄積して発火した。



▽塗料を拭き取った布などは必ず水に浸してから処分する。

▽塗料を拭き取った布などは山積みしたりビニール袋にまとめたりしない。

＼！／

気温の高い夏場は特に注意が必要です

【例 2】使用後の塗料から出火

事例

余った防水塗装を入れたポリバケツから出火した。



原因

防水塗料を早く硬化させようと、大量の硬化剤を入れたため多量の反応熱が発生し出火した。



・硬化剤による硬化の際は発熱を伴うので、取扱いには十分な注意が必要です。

【お問い合わせ先】

【広島市、海田町、坂町、熊野町、安芸太田町、廿日市市吉和地区の方】

所在地	担当課	住所	電話番号
中区	中消防署予防課	中区大手町五丁目 20 番 12 号	082-546-3511
東区	東消防署予防課	東区光町二丁目 12 番 6 号	082-263-8401
南区	南消防署予防課	南区的場町二丁目 5 番 14 号	082-261-5181
西区	西消防署予防課	西区都町 43 番 10 号	082-232-0381
安佐南区	安佐南消防署予防課	安佐南区緑井一丁目 10 番 3 号	082-877-4101
安佐北区 安芸太田町 廿日市市 吉和地区	安佐北消防署予防課	安佐北区可部南四丁目 26 番 13 号	082-814-4795
安芸区 海田町 坂町 熊野町	安芸消防署予防課	安芸郡海田町堀川町 3 番 12 号	082-822-4349
佐伯区	佐伯消防署予防課	佐伯区五日市中央七丁目 25 番 18 号	082-921-2235

※その他の地域の方は、所轄の消防本部へ確認をお願いします。

